

令和4年第9回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和4年9月7日（水）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟中東会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	役職
東部地区	古市	京谷理史	○			会長
		古澤義夫	○			
		松永年實	○			
				森本元昭	○	
	西浦	水本幸男	○			副会長
		三田茂明	○			
		葉山昌男	○			
				梅谷忠道	○	
	駒ヶ谷	植野純央	○			
		堀内利弘	○			
		吉田繁	×			
				吉田隆美	○	
西部地区	埴生	鬼追章浩	○			
				松山敏行	×	
	高鷲	奥野晋也	○			副会長
		内本正美	○			
	丹比	小池良夫	○			
		大谷章	○			
			白樫保雄	○		

出席委員 (農業委員 13名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 1名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局

白樫明広 篠崎 恵 渡辺正治

案 件

報告第24号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	2件
報告第25号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	2件
議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件

議案第29号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第30号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について	4件
議案第31号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について	1件
議案第32号	農用地利用集積計画書の承認について	1件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 13 : 45】

事務局 それでは、みなさんお揃いですので、ただいまより、令和4年第9回の農業委員会総会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 皆さんこんにちは。台風の方もあまり被害がなく、よかったなと感じています。ただ結構雨が多くて田んぼ以外も作業がしにくいかなと思っておりません。なかなか天候が落ち着かないというところです。今月末ぐらいから稲刈りをされると思いますので、そのあたり健康に留意してよろしく願いいたします。
それではただいまから会議の方始めさせていただきます。
事務局の方から案件の概要説明お願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
それでは、令和4年第9回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明いたします。

はじめに、
報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
丹比地区1件、西浦地区1件の計2件です。
報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
高鷲地区2件です。
議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
西浦地区1件です。
議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
駒ヶ谷地区1件です。
議案第30号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律
第3条第1項の規定による承認申請について
高鷲地区2件、埴生地区2件の計4件です。
議案第31号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画に
ついて、丹比地区1件です。
議案第32号 農用地利用集積計画書の承認について
古市地区1件です。
以上 本日ご審議いただきます案件につきましては
報告案件が4件、議案案件が8件の合計12件となります。
なお、本日欠席の委員は、駒ヶ谷地区の吉田委員と埴生地区の松山委員で
ございます。
それでは議長、ご審議の程よろしくお願いいたします。

京谷議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局から報告がありました。
それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただ
くことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を古澤委員さんと堀内委員さんにお願
いします。よろしくお願ひします。

それでは、報告第24号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出に
ついて事務局から説明をお願いします。

事務局 第4条第1項第8号の届出について、2件続けてご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。
農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出で
す。

1 件目です。地図 4 条届出①をご参照ください。
地区名は、丹比地区です。
対象農地は、檜山 3 4 5 番 2、田、3 3 2 m²
届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的は、住宅です。
現地確認委員さんは、白檜委員さんです。

2 件目です。地図 4 条届出②をご参照ください。
地区名は、西浦地区です。
対象農地は、西浦 6 丁目 5 5 3 番 1、田、1 5 3 m²
届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的は、駐車場（転用済）です。
現地確認委員さんは、三田委員さんです。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」
第 6 の 3 の（2）の届出を受理しない場合に該当しないため、
本議案の受理については問題ありません。
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので、ご報告いたします。
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、報告第 2 5 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 5 条第 1 項第 7 号の届出について、2 件続けてご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。
1 件目です。地図 5 条届出①をご参照ください。
地区名は、高鷲地区です。
申請地は、島泉 9 丁目 1 8 5 番 4、田、2 5 m²
譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様
譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的、宅地拡張です。
現地確認委員さんは、奥野副会長です。

2件目です。地図5条届出②をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、島泉九丁目164番1、田、2182㎡ 他3筆

164番1の譲渡人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様 持分3分の1

同じく ●●●●●●●●●●●●●●●● 様 持分3分の1

他3筆の譲渡人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人は、●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的、分譲住宅です。

現地確認委員さんは、奥野副会長です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」

第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、

本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、奥野委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。

本件は、農地の所有権移転を行うものです。

地図の3条許可①をご参照ください

地区名、西浦地区

申請地、羽曳野市尺度1079番、889㎡

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積、889㎡となります。

こちらの案件は、親子間での贈与となります。

譲受人の農作業歴は短いですが、両親と3名で耕作を継続されます。

農機具も、●● 様所有の耕運機、草刈機等を借りて耕作されます。

現在も申請地を耕作しており、所有権移転後も有効利用が期待できるものと考えます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

京谷議長 西浦地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 先日現地立会して、夏野菜等作っておられ、何ら問題ありません。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 次に、議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。

地図の4条許可①をご参照ください

申請者、●●●●●●

申請地、駒ヶ谷1022番 及び 1023番甲、地目 田

転用面積、1,450平方メートルのうち、0.37平方メートル

転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置

農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地となり、いわゆる農用地ということになります。

本件は、令和元年10月16日付、大阪府指令農整第4-25号にて許可のあった農地の一時転用期間の3年が本年10月15日に終了するため、継続の申請となります。

申請地は、農用地 区域内にありますが、中心部分ではなく、辺縁部となり、市の農業振興地域整備計画に支障のない農地となることから選定。

発電設備は、支柱70本、パネル240枚、49.5キロワットの発電施設を設置。営農作業も、パネルまでの高さが2.5m~3mあり十分に確保でき、申請地の所有者である農業者と親族が、柿の育成・収穫を行います。

本年3月頃より、生育状況が悪く、枯れた苗木もあることから、原因究明

及び土壌改良等を指導。現在専門業者に依頼し改善中です。
今後も営農状況を把握し、指導を継続してまいります。
また、隣接農地所有者及び、水利組合からの同意も得られておりますので、
問題が無いと判断いたします。
説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

京谷議長 駒ヶ谷地区の農地法第4条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 本件、8月27日の日に現地確認に行っていました。今ご説明があったように、雑草が生えているようなんですが、今はすでに改善されているようなので、特に異議ありません。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第4条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷議長 次に、議案第30号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について4件続けて説明させていただきます。

この制度は、市民農園を開設する方法の一つとして創設されたもので、都市住民等への趣味的な利用を目的として農地を貸し付ける制度となっています。

地図の特定農地①をご参照ください。

地区名は 高鷲地区です。

申請地、南恵我之荘五丁目715番、田、315㎡

開設者、住所、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

事務局 車は道路しか入れないので、もともと近くの方ばかりなので、

水本副会長 車はいけない？

事務局 はい、いけません。

水本副会長 はい、わかりました。

京谷議長 1件目の高鷲地区の承認申請について、地元委員さんいかがですか

地元委員 8月の22日に現地確認しましたけども、異議なしです。農研クラブの後を引き継いでやられるので、問題ないかと思います。

京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、高鷲地区の承認申請について原案どおり、承認いたします。

京谷議長 2件目の高鷲地区の承認申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 これも同じ日に行きまして、現地確認したところ、農研クラブの後で、引き続き地主さんがやるということで、問題はないと思います。

京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、高鷲地区の承認申請について原案どおり、承認

いたします。

京谷議長 3件目、4件目の埴生地区の承認申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 現地確認しました。問題ないと思います。

京谷議長 地元委員さん意義がないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、埴生地区の承認申請について原案どおり、承認いたします。

京谷議長 次に議案第31号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。
本件は、羽曳野市長から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律 いわゆる都市農地貸借法に基づく事業計画に係る審議依頼がありましたので、これに対して意見を提出するものです。
地図 都市農地の場所となります。
申請地、羽曳野市河原城713番、田、694㎡
羽曳野市河原城756番、田、1,133㎡
所有者は、●●●●●●●●●●●●●● 様
賃借権等の設定を受けようとする者 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●● 様
設定する権利は、賃借権です。
貸付期間は、令和4年9月7日から令和5年9月6日までの1年間となります。
作付予定作物は、地元野菜ということで、収穫の50%以上を自社店舗及び羽曳野市の道の駅等で販売される予定です。
借り手の法人は、岸和田市でも農業事業をされており、適正に管理がされていることを市の産業振興課から確認とれております。
また、農機具の所有状況につきましては、耕運機、草刈機、軽トラックを自社で持っておられます。
以上のことから、本事業計画は認定基準に適合しており、農地としての有効利用が期待できるものと考えます。
説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

京谷議長 これについて、賃借権の設定期間が1年間とかなり短いですが？

事務局 所有者の方と会社、初めて契約されるので、あまり長い契約をしてできない場合ダメになるので、1年間ということで所有者から申し出があって借りる方も承諾で1年となりました。

京谷議長 わかりました。それでは、丹比地区の事業計画を決定することについて、地元委員さんいかがですか

地元委員 25日に現地確認いたしました。異議ございません。

京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、原案通り決定いたします。丹比地区の事業計画につきまして、市長に決定した旨、回答いたします。

京谷議長 次に、議案第32号 農用地利用集積計画書の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明させていただきます。
羽曳野市長より、農用地利用集積計画書の承認に係る諮問がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積計画について説明させていただきます。

地図 利用集積計画の場所となります。
地区名 古市地区
申請地 碓井二丁目599番、畑、1, 824㎡
所有者 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様
農地中間管理機構は、大阪市中央区南本町二丁目1番8号
一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 南部和人 様
転借人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

借り手の●●様は、申請地以外でも、羽曳野市内に中間管理機構を通じて借りた農地、9筆合計8,227㎡を現在、耕作されております。農機具につきましても、耕運機、草刈機、軽トラックを所有されており、農地の有効利用が期待できるものと考えます。設定する利用権は、使用貸借権となります。貸付期間は、令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年となっております。説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

京谷議長 古市地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 先月の26日の日に現地に行きまして、トラクターできれいに耕されてきました。昨年に、所有者の方が亡くなられて、奥さんから誰か使ってくれないかなと相談があり、水路を挟んだ●●さんに声掛けしたところ、いいですよと返事があり、みどり公社を通じて借りていただくことになりました。意義ありません。

京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。古市地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。

京谷議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。事務局からその他連絡事項をお願いします。

【閉会 14 : 15】